



# 度会町議会 だより

**広報委員**  
 委員長 山北佳宏  
 副委員長 大西徹  
 委員 大野原徳  
 中西久博  
 西井仁司  
 中森慰



## 令和8年 第1回定例会 令和8年3月3日～12日(10日間)

この度の定例会では、令和8年度予算関係5議案、令和7年度補正予算関係6議案、条例関係9議案、専決処分関係3議案、辺地計画8議案、町道認定1議案、総合計画変更1議案、指定管理者同意1議案、議員提出の専決処分事項指定1議案について可決・承認しました。

定例会最終日には、3議員が一般質問を行い、また、3月11日には、度会町議会町事務事業視察調査を実施しました。

※議案等の詳細については、広報わたらい4月号をご覧ください。

### 一般質問

#### 貞森 義和 議員



- 物価高騰対策としての地域振興商品券発行について
- ・町内の事業者で印刷を行っているのか
- ・発行費はいくらか
- ・郵送料はいくらか
- ・500円券で発行しないのはなぜか
- ・現金給付とする考えはないか

#### 町長答弁

物価高騰対策として現金給付による支援ですが、議員ご指摘のとおり、町民の皆様の利便性という観点からは、使途が自由な現金給付が最も喜ばれることは十分に承知をしています。

私も一番初めは、現金で配った方が、経費もかからないので良いのではないかと、職員に指示をしたのですが、国の重点支援地方交付金の使途について確認をしました。

本町への交付限度額である1億2,998万2千円のうち現金給付に充当が認められるのは、食料品特別加算枠3,028万7千円の範囲という決まりがあります。

この金額で全町民への現金給付を行った場合、1人当たり4,000円程度に限られることになりま

以前も議員からご意見をいただいています。今回、町民一人につき1万5,000円分、1,000円券で15枚つづりの地域振興商品券を配布しましたので、印刷枚数は約11万枚でした。仮に同じ金額分を500円券で発行した場合、2倍の約22万枚となり、印刷費の増加や郵送料、また換金作業にかかる人件費が増大することから、経費を抑えて、その分をできる限り町民の皆様へ還元できるように1,000円券とする選択に至った次第です。

○耐用年数を終えた太陽光発電パネルの処分について

自然エネルギー発電は、原子力発電等に比べ自然にやさしいクリーンなエネルギーだと思いが、20数年後のパネルの廃棄処分方法や再利用の方法などは決まっているのか。町内でも事業者による太陽光発電の設置が目立つが、町と事業者とは、どういった取決めにより事業が進められているのか。町として設置から廃棄までしっかり監視をしてもらいたい。現状や今後の課題、町としての方針を問う。

議員ご指摘のとおり、太陽光発電設備については、太陽光パネルの製品寿命が約25年から30年であり、2040年頃から廃棄物の増加が見込まれ、その適正な処理やリサイクルは、環境保全及び地域住民の安全・安心の観点から極めて重要な課題であると認識をしています。

#### 町長答弁

現在、太陽光パネルの処分については、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物として適正に処理されることとなっております。また、国を挙げてリサイクル技術の開発や産業廃棄物処分業者によるリサイクル施設の整備が進められ、ガラスや金属などの有用な資源として再利用する資源循環の流れが加速しています。しかしながら、現時点で太陽光パネルの廃棄処分を市町村が独自に定める権限は、原則としてありません。つまりは、事業者や個人が設置している太陽光パネルが管理もされず、発電もしない廃棄状態になっていく。たとしても、残念ながらその撤去を求める権限がないということ



まず、一点目の地域振興商品券の印刷会社と二点目の印刷費用については、町外の印刷会社に発注し、印刷費用は税込みで165万円です。次に、三点目の郵送料については、郵便局の簡易書留により世帯主宛に郵送しており、郵送料は約140万円です。なお、郵送料については、宛先不明など差戻しとなった世帯もあり、現在も個別に再配達に対応していますので、現時点での支出額であり、最終的な実績額とは異なります。最後に、四点目の500円券の発行については、

です。度会町としては発電所の規模に関わらず、必要に応じて関係機関と情報共有するなど、適正な処理やリサイクルが進むよう取り組んでいきます。次に、メガソーラーでの取決めについては、令和元年12月議会でも同様の質問をいただいています。改めてお答えしますと、町と事業者である宮里パー度会ソーラーパークと地元4地区の三者間で環境保全等協定書を締結しており、災害・健康被害発生時の事業者責務、事業終了後の施設撤去・緑化、事業譲渡時の協定継続などを規定しています。また、事業終了後の土地利用について事前協議を求める覚書も締結しています。

町としては、国の法令等に基づき、県や関係機関と連携しながら、事業者への適正管理・確実な撤去処分の周知・指導に努めていきます。

#### 山北 佳宏 議員



○ため池の維持管理について  
 町内には農業用のため池が各地に点在しており、これを利用する各區は、毎年池の法面等の草刈りや点検を行い保全管理に努めています。

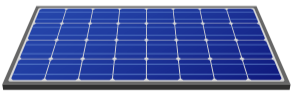
町内においても専門業者に依頼し、毎年度数箇所のため池の現地調査を行うなど保全管理に努めてみます。

農業用水のため池は、基幹産業の稲作栽培を支える重要な施設であり、今後も継続して保全していくことが必要です。

また、近年国内では、火災の発生件数が増加し、大規模な山林火災が発生した地域もあります。空中からの消火活動において、ため池は取水拠点として活用できる重要な施設です。度会町は山林面積が町の8割を占める地域条件のため、山林火災の発生が常に懸念されており、池の立地条件にもよりますが、ため池の水量の確保は必要不可欠だと考えます。

しかしながら、ため池の管理状況については、年々、農業従事者の高齢化や離農により、維持管理を担ってきた方々が減少傾向にあります。万一、改修工事が必

要に応じて関係機関と情報共有するなど、適正な処理やリサイクルが進むよう取り組んでいきます。



要となった場合に、通常、工事費の50%が補助対象となると思いますが、今後、ため池利用者が減少していく中で、残りの50%を負担していくことを非常に不安に感じている利用者も少なくありません。ため池は、農業用水の水量確保や火災発生時の防火用水として重要な役割を有していると思います。つきましては、ため池維持管理の予算の確保や南海トラフ地震等への防災対策も含め、町の方針を伺います。

**町長答弁**

ご指摘のとおり、ため池は町の農業を支える重要な施設であり、大きな改修を実施する際は費用が高額になることもあり、減少傾向にある農業従事者の方々が金銭負担等の不安を感じられていることは深く受け止めています。

ため池の小規模な修繕工事等は、町単費の50%補助金、環境施設整備事業補助金を活用した地元主体での工事をまず検討していただくこととなります。

また、大規模改修や災害復旧の場合は、負担軽減のため、国や全国土地改良事業団体連合会の補助事業を検討します。

なお、決壊時の被害が大きいと予想される防災重点ため池において、過去に実施した劣化状況評価に基づき、国の防災重点農業用ため池緊急整備事業を活用して、順次工事を行う予定です。本事業は、国のガイドラインに従い、地元負担金は徴収しない方針です。

一方、ご指摘の林野火災対応も同時に同様に、安全な農業用ため池があつてのことであり、大規模な林野火災の発災時には、消火活動の重要な給水ポイントとなります。

度会町においては、伊勢市消防本部管内での防災ヘリコプターの自給水可能水利として、大野木池をはじめとする10の農業用ため池が指定されています。

直近では、年始に発生した日向地区での火災において、出動には至らず事なきを得ましたが、駒ヶ野地内の幸路池で給水するべく準備体制を整えたこともあ



りました。  
こういった観点から、最小の地元負担で最大の効果となるよう最適な事業を選定しつつ、施設の保全や長寿命化、防災対策に全力で取り組んでいきますのでご理解とご協力をお願いします。

**大西 徹 議員**



○南伊勢高校度会校舎と度会特別支援学校の跡地利用について

人口減少等の影響から、当町において、二校の学び舎が、あと数年で閉校することとなりました。

南伊勢高校度会校舎では令和10年度入学者選抜から募集を停止し、度会特別支援学校も閉校となり玉城町にあります支援学校「玉城わかば学園」と松阪市にあります「あゆみ特別支援学校」へ編入することが決まっています。

南伊勢高校度会校舎に関しましては、新聞報道等からも志願状況が発表されていますが、全校で最も倍率が低い状況となっていました。

度会特別支援学校でも、保護者の方から通学のことや編入先でうまくなじめるのか不安であるとの声も耳にしています。

三重県教育委員会が主体となって、募集停止、また閉校として進めた結果に疑問がないわけではありませんが、「在校生、そして志願されて合格された新生を卒業まで大切に育てます」と、現在の度会校舎の校長先生もおっしゃってくれていることは、非常にありがたく心強く思っています。そして、そこに町としても変わらない支援、度会小・中学校との交流も最後まで継続されていくことを切に願っています。

決定事項を受け止めて、両校の今後の在り方について様々な問合わせも町民の方々から、また、町外の子育てをする我々の年代からもいただいています。維持費等の様々な問題が出てくることは承

知していますが、両校舎、体育館、武道場またはグラウンドについて、県から払下げを受けて町有施設としての利用等、具体的なビジョンや方針をお示しくください。

**教育長答弁**

南伊勢高等学校度会校舎の存続につきまして、議会の皆様にも大変ご尽力をいただきましたが、ご承知のとおり、令和10年度入学者選抜から募集停止となること、令和12年3月をもって閉校、また、度会特別支援学校については、令和9年度末をもって全校生徒が他校へ移ると聞き及んでおります。

町としては大変残念なことです。議員が述べられたように二つの学校が存続する限りは、両校に在籍する生徒と小・中学校の児童・生徒との交流学習や度会校舎への財政的な支援、地域交流など、今後でもできる限り行っていきたいと考えています。

次に、県有財産である二校の閉校に伴う手続きにつきまして三重県に尋ねましたところ、県有財産利活用方針のつとり手続きを行うということでした。跡地になってからの未利用財産については、まず、所管部局である県の教育委員会事務局内で利活用が検討されます。そこで利活用の方針がなければ、次に県の他の部局での利活用が検討されます。他の部局でも利活用の案がない場合に財産所在市町に、つまり度会町に利活用の意向を問い合わせる手順です。すなわち、二つの県立学校については、県での利活用がない場合に、度会町に利活用の照会がなされるといった流れになっています。



県有財産利活用の一般的な手続きにつきましては以上です。

**町長答弁**

教育長からの説明のとおり、現段階において、町として取得や利活用の意向を表明する時期ではないと考えています。

町といたしましても、まずは、現在保有している公共施設の統廃合や適正配置をどのように進めていくかという課題があります。そうした町全体の計画と整合性を十分に図った上で必要性の有無を含め総合的に考えていきます。

**《度会町議会町事務事業視察調査》**

○調査日 令和8年3月11日

○調査対象 度会町当診療所開設準備の状況

町内の医療提供体制の確保のため、指定管理者制度の活用により整備を進めている町営診療所の開設前の現地視察調査を行いました。

施設の改修、医療機器整備の進捗状況、動線、安全性、人員体制、診療時間及び薬局との連携等運営体制の確認を行い、今後の議会審議及び決算認定のために知見を深めました。



○調査対象 準用河川五里山川災害復旧事業の状況  
令和7年9月の台風15号により被災した準用河川五里山川災害復旧工事について、事前に定めた工事計画書等に基づき、工事が計画どおり適正に実施されたかの確認を行いました。

河川機能と安全性の確保について確認することで今後の議会審議及び決算認定のために知見を深めました。

